

平成 30 年 7 月 5 日

株主の皆様へ 株券不発行会社への移行に関するご通知

当社は平成 30 年 7 月 20 日（金）開催予定の定時株主総会において、当社定款について株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更議案（以下「本議案」という。）を提出することを予定しております。本議案が可決された場合、同日付で当社は株券不発行会社へ移行しますので、会社法 218 条 1 項の規定により、下記事項をご通知いたします。

記

本議案が可決承認された場合、

1. 当社の株式のすべてについて、株券を発行する旨の定款の定めは廃止となります。
2. 同定款変更の効力発生日は、平成 30 年 7 月 20 日（金）とします。
3. 当社が発行している株券は、同日をもって無効となります。

株券不発行会社になりますと、発行済みの株券はすべて無効となりますが、株主様の有する株式の権利そのものは、これまでと変わりはありません。株主様におかれましては、今後は、株主名簿の記載に従い当社に対して権利を行使いただくこととなります。

当社が株券不発行会社へ移行するに際し、株券の回収は致しませんので、株券提出手続きを含めたお手続きは不要です。

ただ、今後は株主様が株式を譲渡される場合、原則として譲渡人様と譲受人様が共同して株主名簿の名義書換請求をしていただくことが必要となりますのでご注意ください。

なお、平成 30 年 7 月 20 日（金）をもって当社が株券不発行会社となった場合、再度の定款変更を行わない限り、今後は株券を発行することはありませんので、念のため申し添えます。

東京都中央区日本橋茅場町 2-9-5 日進ビル 4 階
株式会社 3 C A
代表取締役 國定 敦彦

以 上

【本件に関するお問い合わせ先 電話：03-5695-0045（担当：須原）】